

件名：オプヴァルデン準州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置について

【ポイント】

● 10月30日、オプヴァルデン準州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置を実施すると発表

【本文】

10月30日、オプヴァルデン準州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自の追加措置を実施すると発表しました。

1 屋内外を問わず、公共のイベントの参加人数が30人以内に制限されます。イベントの実施に携わる人は人数に含まれず、政治的及び市民社会的集会については対象外となります。

2 適用日

2020年11月2日(月)以降

○オプヴァルデン準州発表(ドイツ語のみ)

https://www.ow.ch/de/aktuelles/aktuellesinformationen/archiv/welcome.php/printversion.pdf?action=showinfo&info_id=72037&ls=0&sq=&kategorie_id=&date_from=&date_to=&print=pdf

○10月16日：オプヴァルデン準州独自措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100104437.pdf>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>